

令和7年度事業計画について

運営の基本方針

本県経済の根幹であるものづくりの持続的発展等を支える人材育成の一端を担っていくことを使命とするとの認識のもと、職業能力開発促進法の基本理念である「労働者の自発的な職業能力の開発及び向上のための努力の助長に配慮しつつ、雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動、経済活動の国際化等に即応できる職業能力開発の推進」を堅持し、技能尊重気運の醸成、民間における職業能力開発の普及・促進に努め、根幹事業である技能検定等職業能力評価、ものづくりマイスター制度を活用した技能伝承・後進育成、技能振興、教育訓練、キャリア形成支援等の各種事業を岐阜県・厚生労働省・中央職業能力開発協会・会員並びに関係諸団体等と緊密な連携を図りながら推進します。

①【一般会計事業】

事 項	計 画 内 容
<u>会 務 関 係</u>	1 会議の開催 (1) 通常総会 1 回 (2) 理 事 会 2 回 (3) 監 事 会 1 回
<u>職業能力開発振興事業</u>	1 認定職業訓練指導援助事業 (1) 認定職業訓練施設等視察研修会 1 回 (2) 認定職業訓練校成績優秀修了生表彰 修了時 (3) 職業訓練指導員資格取得講習会 1 回 2 職業能力開発推進事業 (1) 異業種交流会(講演会)の開催 1 回 3 職業能力開発促進大会等の開催 (1) 第46回岐阜県職業能力開発促進大会(県と共催) 1 1 月 4 広報事業(情報提供) (1) 機関誌(会報「能力開発ぎふ」)の発行 1 回 (2) ホームページによる情報提供 常時 5 顕彰事業 (1) 会員の行事の一環として表彰の依頼のあったもの 6 未来の技能者育成事業(岐阜県受託事業) (1) ものづくり体験教室の開催 1 3 回 8 5 0 人

事 項		計 画 内 容	
職業能力検定事業		1 技能検定及び技能五輪岐阜県予選の実施 (1) 実施日程 定期（国内）検定	
項目 / 期		前 期	後 期
実 施 公 示		令和7年 3月 3日	令和7年 9月 1日
受 検 申 請 受 付		" 4月 7日から " 4月 18日まで	" 10月 2日から " 10月 15日まで
実技試験	問題公表	" 6月 3日	" 11月 28日
	実施期間	★ " 6月 10日から	" 12月 5日から 令和8年 2月 15日まで
		" 8月 10日まで	
		" 6月 10日から " 9月 9日まで	
学 科 試 験		★ " 7月 13日 " 8月 24日 " 8月 31日 " 9月 7日	" 1月 25日 " 2月 1日 " 2月 8日
合 格 発 表		★ " 8月 29日 " 10月 1日	" 3月 13日

★印は金属熱処理及び写真職種を除く 3 級職種が対象
 随時（外国）検定については、申請の都度随時指定する日

(2) 実施職種及び受検（参加）人員

① 実施職種（作業）数

定期（国内）検定	71 職種	99 作業
随時（外国）検定	49 職種	76 作業

② 受検（参加）見込人員 (単位：人)

級別／区分	実 技 試 験	学 科 試 験
特 級	40	40
1 級	650	550
単一等級	20	20
2 級	1, 100	940
3 級	800	800
基 礎 級	3, 180	3, 180
随時 3 級	2, 875	700
随時 2 級	215	30
技能五輪	40	—
計	8, 920	6, 260

事 項	計 画 内 容
<u>会 員 拡 充 事 業</u>	2 技能向上講習等の実施 (1) フォローアップ講習会 3 職種 3 回 30 人 3 第 63 回技能五輪全国大会への参加 (1) 開催日 令和 7 年 10 月 17 日～20 日 (2) 開催地 愛知県常滑市（愛知県国際展示場）ほか (3) 参加職種及び参加見込人員 10 職種 20 人 4 第 33 回技能グランプリへの参加 (1) 開催日 令和 8 年 2 月 27 日～3 月 2 日 (2) 開催地 大阪市住之江区（インテックス大阪）ほか (3) 参加職種及び参加見込人員 4 職種 4 人 5 技能評価試験等の実施 (1) コンピュータサービス技能評価試験 (ア) 認定施設分 ① 受験見込人員 1 級 5 人 2 級 55 人 3 級 250 人 ② 実施日程 令和 7 年 5 月 7 日～令和 8 年 3 月 31 日 6 ビジネス・キャリア検定試験 (1) 受験見込人員 1 級 5 人 2 級 330 人 3 級 330 人 BASIC 10 人 (2) 実施日程 令和 7 年 10 月 5 日、 令和 8 年 2 月 15 日 本会の目的に賛同するものの加入促進

②【特別会計事業】

(厚生労働省受託事業)

事 項	計 画 内 容
若年技能者人材育成支援等事業	厚生労働省ものづくりマイスター制度を活用し、広く若年技能者への指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。同時に、「技能振興事業」を行い技能尊重気運の醸成を図る。 【今年度の主な変更点】 ・従来の3類型（ものづくりマイスター、+DX、IT部門）を、ものづくりマイスターとして1つに統合 ・対象職種の追加：フラワー装飾、西洋料理、日本料理、洋菓子製造 (指定試験機関職種) ブライダルコーディネーター、レストランサービス、ビルクリーニング 1 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等 (1)ものづくりマイスターの開拓：10人 (指定試験機関職種は中央技能振興センターと連携し開拓) (2)ものづくりマイスターに対する研修：(指導技法等講習) 2回 2 ものづくりマイスターの活用に係る業務 (1)若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 (2)ものづくりマイスターの派遣による指導 ①中小企業、業界団体： (活動数) 625人日 ②工業高校等学校及び専修学校・各種学校： (活動数) 1,800人日 (3)若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ①地域若者サポートステーション： (活動数) 60人日 ②小中学校等： (活動数) 225人日 ③公共施設等： (活動数) 300人日 (4)熟練技能者等による派遣指導等： (活動数) 15人日 3 地域における技能振興事業 (1)技能五輪全国大会の予選等 ①技能五輪全国大会の予選：1職種 ②技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援 (2)卓越した技能者の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援 (3)「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の対応 4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営 ・開催回数：年間2回(6月、12月) ・実施内容：事業推進計画の決定及び事業実施状況の報告 ・労働局との連携：派遣先開拓(大学や専門学校等の教育機関) 5 その他 ホームページの活用(情報セキュリティ対策実施)

(岐阜県受託事業)

事 項	計 画 内 容
青年技能者強化事業委託業務	技能五輪全国大会出場者に対して以下の支援を行う。 1 大会出場者の技能強化のための講習会を開催する。 2 大会出場に係る費用を支援する。